

せん。

さらに言えば、臨時財政対策債をもって、基準財政需要額の一部を振りかえたり、もとに戻したりし、来年度は道府県、市町村とももとに戻して計算した中から控除するやり方は、需要額算定面からも財政対策の行き詰まりを示すものでありません。

最後に、地方財政はもう一つの予算ともいえるべき性格を有しているにもかかわらず、影響を受ける当事者の自治体の声も聞かず、このような短時間で質疑、採決に至ったことに対し、遺憾の意を表明し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○遠藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより採決に入ります。地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○遠藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○遠藤委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。
地方税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引き下げ、特別土地保有税の課税停止、新增設に係る事業所税の廃止、平成十五年度の固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、配当所得及び株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等を行うとともに、配偶者控除の上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、地方のたばこ税の税率の引き上げ等所要の措置を一体として講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、住民税の改正であります。個人住民税につきましては、一定の配当及び株式譲渡所得について、特別徴収方式を実施することにより申告を不要とすることとし、あわせて、配偶者控除の上乗せされて適用される部分の配偶者特別控除を廃止することとしております。

その二は、事業税の改正であります。法人事業税につきましては、平成十五年度に、資本金一億円超の法人を対象として、外形標準の割合を四分の一とする外形標準課税制度を創設し、平成十六年度から適用することとしております。

その三は、土地税制の改正であります。不動産取得税について、平成十五年四月一日から三年間、税率を一律三％に引き下げ、特別土地保有税について、平成十五年度以降新たな課税は行わないこととし、新增設に係る事業所税は平成十五年三月三十一日をもって廃止することとしております。

また、固定資産税及び都市計画税について、商業地等、住宅用地ともに現行の負担水準に応じた負担調整措置を継続することとしております。

その四は、地方のたばこ税の改正であります。道府県及び市町村たばこ税の税率をあわせて千

本当たり四百十円引き上げることとしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五目 交付(第七十一条の二十六)」を

第七十一条の二十九の三十七)
八―第七十一条の四十二―
七十一条の四十六)

に、「第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二―第七十二条の二十第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業

八―第七十一条の四十九(五十七)
八―第七十一条の六十二―
七十一条の六十六)

た。

次回は、明四日火曜日午後二時五十分理事会、午後三時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十四分散会

「第五目 交付(第七十一条の二十六)」
第五款 特定配当等に係る道府県民税
第一目 課税標準及び税率(第七十一条の二十
第二目 徴収(第七十一条の三十一―第七十一条
第三目 督促及び滞納処分(第七十一条の三十
第四目 犯則取締り(第七十一条の四十三―第
第五目 交付(第七十一条の四十七)

第六款 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県
第一目 課税標準及び税率(第七十一条の四十
第二目 徴収(第七十一条の五十一―第七十一
第三目 督促及び滞納処分(第七十一条の五十
第四目 犯則取締り(第七十一条の六十三―第
第五目 交付(第七十一条の六十七)

民税
八―第七十一条の四十九(五十七)
八―第七十一条の六十二―
七十一条の六十六)

に、「第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二―第七十二条の二十第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業

た。

次回は、明四日火曜日午後二時五十分理事会、午後三時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十一時十四分散会

「第五目 交付(第七十一条の二十六)」
第五款 特定配当等に係る道府県民税
第一目 課税標準及び税率(第七十一条の二十
第二目 徴収(第七十一条の三十一―第七十一条
第三目 督促及び滞納処分(第七十一条の三十
第四目 犯則取締り(第七十一条の四十三―第
第五目 交付(第七十一条の四十七)

水準が〇・八以上のものに
定の適用については、同項
五」とあるのは、「一」とす
三を次のように改める。
浴した土地に対して課する
平成十七年度までの各年度
特例)
則第二十條の規定は、平成
十七年度までの各年度分の
て準用する。この場合にお
記以外の部分中「附則第十
は第四項、第十八條の二又
三項」とあるのは、「附則第
くは第四項、第二十五條の
の第二三項」と、「附則第十
び第十九條の四」とあるの
案、第二十六條及び第二十
則第十八條第一項」とある
五條第一項」と、「附則第十
九條の四第一項」とあるの
本の第二第一項」と読み替える
三の次に次の一條を加え
「不明細書の記載事項の特例
則第十八條第一項、第十八
第一項又は第十九條の四の
る土地に係る平成十五年度
までの各年度分の固定資産
は、第三百六十四條第四項
の四の規定にかかわらず、
三項第一号に定める事項の
定めるところにより、当該
負担水準及び次の各号に掲
応じ、当該各号に定める額
載しななければならない。
等 次条第一項第一号に定

める額
二 調整対象農地 次条第一項第一号に定め
る額
三 調整対象市街化区域農地 次条第一項第
三号に定める額
2 附則第十九條の三の規定の適用を受ける市
街化区域農地(附則第十九條の四の規定の適
用を受ける市街化区域農地を除く。)に係る各
年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三
百六十四條第四項又は附則第十五條の四の規
定にかかわらず、第三百六十四條第三項第一
号に定める事項のほか、当該市街化区域農地
に係る附則第十九條の三第一項に規定するそ
の年度分の課税標準となるべき額を課税明細
書に記載しなければならない。
附則第二十八條第一項中「平成十二年度から
平成十四年度まで」を「平成十五年度から平成十
七年度まで」と、「附則第十五條の四」を「附則第
十五條の五」に改め、同条第三項中「新たに附則
第十九條の三の規定が適用されることとなる年
度及び基準年度(附則第十七條の二第一項の規
定が適用される年度を含む。)」において当該市街
化区域農地に係る」を削り、「附則第十九條の三
第一項に規定する」の下に「その年度分の」を加
え、同条第四項中「平成十三年度分又は平成十
四年度分」を「平成十六年度分又は平成十七年
度分」に改める。

附則第二十九條の七第一項中「附則第二十七
條の二」の下に、「附則第二十七條の四(附則第
十九條の三の規定の適用を受ける市街化区域農
地に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項を
同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一
項」と、「第二十七條から第二十七條の三まで」
を「第二十七條、第二十七條の二」に改め、同項
を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項
を加える。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地
に係る固定資産税の額は、当該市街化区域農
地の固定資産税の課税標準となるべき価格の

前項の規定：宅地並み課税は、三大都市圏の特定市の区域内に所在する市街化区域農地以外の
(附則第二十九條の七第一項) 市街化区域農地については、当分の間、適用しない。

三分の一の額を課税標準となるべき額とした
場合における税額とする。
3 第一項の規定の適用を受ける市街化区域農
地に係る都市計画税の額は、当該市街化区域
農地の固定資産税の課税標準となるべき価格
の三分の二の額を課税標準となるべき額とし
た場合における税額とする。
4 前二項の規定の適用を受ける市街化区域農
地に対する附則第十九條、第二十三條、第二
十六條、第二十七條の四及び第二十八條の規
定の適用については、附則第十九條第一項中
「当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」
とあるのは「附則第二十九條の七第二項の規
定により算定した当該農地に係る当該年度分
の固定資産税額」と、附則第二十三條中「附則
第十九條の三の規定の適用を受ける市街化区
域農地(附則第十九條の四」とあるのは「附則
第二十九條の七第二項の規定の適用を受ける
市街化区域農地(同条第四項の規定により読
み替えて適用される附則第十九條第一項」
と、「附則第十九條の三第一項」とあるのは
「附則第二十九條の七第二項」と、附則第二十
八條第三項中「附則第十九條の三の規定の適
用を受ける市街化区域農地(附則第十九條の
四」とあるのは「附則第二十九條の七第二項

規定の適用を受ける市街化区域農地(同条第
四項の規定により読み替えて適用される附則
第十九條第一項」と、「附則第十九條の三第一
項」とあるのは「附則第二十九條の七第二項」
とする。
附則第三十條の二第一項中「平成十一年五月
一日」を「平成十五年七月一日」に、「二千六百六
十八円」を「二千九百七十七円」に改め、同条第
二項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七
月一日」に、「千二百六十六円」を「千四百十二
円」に改める。
附則第三十一條を次のように改める。
(特別土地保有税の課税の停止)
第三十一條 平成十五年以後の各年の一月一日
において土地の所有者が所有する土地に対し
ては、第三章第八節(第六款を除く。)の規定
にかかわらず、当分の間、平成十五年以後
の年度分の土地に対して課する特別土地保有
税を課さない。
2 平成十五年一月一日以後に取得された土地
の取得に対しては、第三章第八節(第六款を
除く。)の規定にかかわらず、当分の間、土地
の取得に対して課する特別土地保有税を課さ
ない。
3 平成十五年以後の各年の一月一日において
土地の所有者が所有する第六百二十一條に規
定する遊休土地(以下本項において「遊休土
地」という。)に対しては、第三章第八節第六
款の規定にかかわらず、当分の間、平成十五
年度以後の年度分の遊休土地に対して課する
特別土地保有税を課さない。
附則第三十一條の二第二項中「平成十五年三
月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改
める。
附則第三十一條の二の二第一項中「附則第十
條第三項、第五項若しくは第六項又は第十一條
第十五項、第二十三項、第二十五項、第二十六
項、第二十八項、第二十九項第一号若しくは第
二号若しくは第三十二項」を「附則第十條第一項

若しくは第三十
十三項、第二十
二十五項、第
号、第二十九
る。
附則第三十一
成十二年度から
年度から平成十
項中「平成十二
月三十一日まで
成十七年十二月
四項中「空港周
港周辺整備機
号」を「第二十八
第六項中「昭和
り、同条第七項
年度に、平成
七年三月三十一
施設整備事業団
九年法律第八十
号」を「独立行政
援機構が独立行
支援機構法附
め、同条第十項
「平成十七年三
附則第三十一
年三月三十一日
に改め、同条第
三項」を「第六百
同条第四項中
できない」と認め
条の三の二第二
一項に規定する
を「使用させ、ま
こと又は」を「特
認する場合又は
」として使用し、
(以下本項にお
使用し、若しく